

在留邦人の皆様へ

平成28年4月8日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

お知らせ
(選挙権年齢の引下げ及び在外選挙人登録について)

1 公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降に行われる国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。

(外務省：在外選挙ホームページ)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_001260.html

2 これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿への登録申請は、2016年6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)で、所定の要件を満たす方について、受付を開始しています。

3 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録し、在外選挙人証を取得しておくことが必要ですので、在外選挙人証をお持ちでない方は、早めの申請手続きをお勧めします。

4 なお、受付した在外選挙人名簿への登録申請は、当館管轄地での3ヶ月の居住が確認された後に、日本の最終住所地等の選挙管理委員会に送付します。また、在外選挙人証が当地に到着するのは、日本の各選挙管理委員会に申請書が届いてから概ね約2か月程度を要しますので、早めの申請手続きが必要です。他方、日本からの転出後4か月間は最終住所地の国内選挙人名簿に登録されているため、その間は日本に帰国しての投票が可能です。詳しくは転出された各市区町村の選挙管理委員会に御確認下さい。

在サンクトペテルブルク総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)710-69-70

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp

